

適用セラレタル場合ノ額)を加える。

第三十一条ノ六第一項中「食事療養」の下に「及生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十条ノ九第一項中「トシテ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス)」を削り、同項第三号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

葬祭料ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

- 一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額(其ノ額厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス)

二 職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

第五十条ノ十中「前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ七十二相当スル金額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十一条第一項、第五十二条及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条ノ三中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条に次の一項を加える。

家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ

第五十八条第三項中「特定療養費ニ係ル」を「保険外併用療養費ニ係ル」に、「入院時食事療養費、特定療養費」を「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十九条第六項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第十八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

第 二 四 級	第 二 三 級	第 二 二 級	第 二 一 級	第 二 〇 級	第 一 九 級	第 一 八 級	第 一 七 級	第 一 六 級	第 一 五 級	第 一 四 級	第 一 三 級	第 一 二 級
三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満

第 三 七 級	第 三 六 級	第 三 五 級	第 三 四 級	第 三 三 級	第 三 二 級	第 三 一 級	第 三 〇 級	第 二 九 級	第 二 八 級	第 二 七 級	第 二 六 級	第 二 五 級
七 一 〇、 〇 〇 〇 円	六 八 〇、 〇 〇 〇 円	六 五 〇、 〇 〇 〇 円	六 二 〇、 〇 〇 〇 円	五 九 〇、 〇 〇 〇 円	五 六 〇、 〇 〇 〇 円	五 三 〇、 〇 〇 〇 円	五 〇 〇、 〇 〇 〇 円	四 七 〇、 〇 〇 〇 円	四 四 〇、 〇 〇 〇 円	四 一 〇、 〇 〇 〇 円	三 八 〇、 〇 〇 〇 円	三 六 〇、 〇 〇 〇 円
六 九 五、 〇 〇 〇 円以上 七 三 〇、 〇 〇 〇 円未満	六 六 五、 〇 〇 〇 円以上 六 九 五、 〇 〇 〇 円未満	六 三 五、 〇 〇 〇 円以上 六 六 五、 〇 〇 〇 円未満	六 〇 五、 〇 〇 〇 円以上 六 三 五、 〇 〇 〇 円未満	五 七 五、 〇 〇 〇 円以上 六 〇 五、 〇 〇 〇 円未満	五 四 五、 〇 〇 〇 円以上 五 七 五、 〇 〇 〇 円未満	五 一 五、 〇 〇 〇 円以上 五 四 五、 〇 〇 〇 円未満	四 八 五、 〇 〇 〇 円以上 五 一 五、 〇 〇 〇 円未満	四 五 五、 〇 〇 〇 円以上 四 八 五、 〇 〇 〇 円未満	四 二 五、 〇 〇 〇 円以上 四 五 五、 〇 〇 〇 円未満	三 九 五、 〇 〇 〇 円以上 四 二 五、 〇 〇 〇 円未満	三 七 〇、 〇 〇 〇 円以上 三 九 五、 〇 〇 〇 円未満	三 五 〇、 〇 〇 〇 円以上 三 七 〇、 〇 〇 〇 円未満

第 三 八 級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第 三 九 級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第 四 〇 級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第 四 一 級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第 四 二 級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第 四 三 級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満	
第 四 四 級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満	
第 四 五 級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満	
第 四 六 級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満	
第 四 七 級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

第四条ノ五第一項中「此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ二百万円ヲ超ユルトキハ之ヲ二百万円」を「但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百

四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零」に改める。

第十九条ノ三第四項中「保険給付」の下に「(出産手当金ヲ除ク)」を加える。

第三十条第二項第三号中「百分ノ六十」を「三分ノ二」に改め、「金額」の下に「(其ノ金額ニ五十銭未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス)」を加え、同条第三項中「ナルコト」の下に「(第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間ト称ス)」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

第三十二条第二項中「百分ノ六十」を「三分ノ二」に改め、「金額」の下に「(其ノ金額ニ五十銭未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス)」を加える。

第三十二条ノ三中「第三十二条ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルトキニ限り之ヲ支給ス」を「第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス」に改める。

第三十二条ノ四を次に改める。

第三十二条ノ四 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ第十九条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第十九条 船員保険法の一部を次に改正する。

目次中「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に、「第六十七条」を「第六十六条」に、「第六十八条」を「第六十七条」に改める。

第一条第三項に次のただし書を加える。

但シ後期高齢者医療ノ被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ謂フ）及同条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同法第五十一条ノ規定ニ依リ後期高齢者医療ノ被保険者ト為ラザリシモノ（以下後期高齢者医療ノ被保険者等ト称ス）ハ此ノ限ニ在ラズ

第一条第三項第一号中「被保険者ノ」を「被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ」に改める。

第五条第一項中「高額療養費」の下に「、高額介護合算療養費」を加える。

第九条ノ四を第九条ノ五とし、第九条ノ三の次に次の一条を加える。

第九条ノ四 船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者ハ船員保険事業（第三章第四節乃至第六節及第七節第一款ニ規定スル保険給付ニ関スル事業ヲ除ク）ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理由ナクシテ漏ラザルベシ

第十九条ノ三第一項中「同ジ」の下に「又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等」を加える。

第十九条ノ四中「又ハ第五号」を「乃至第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第二十八条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。

第二十八条ノ三第一項第二号中「百分ノ十」を「百分ノ二十」に改める。

第二十九条ノ五第一項中「高額療養費」の下に「又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

傷病手当金ノ支給ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十一条第二項第一号中「老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費」を「高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ療養ノ給付

若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費」に改め、「(次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク)」を削り、同項第二号中「又ハ国民健康保険ノ被保険者」を「、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等」に改め、同条第三項後段を削る。

第三十一条ノ二第一項中「(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月」を「六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日ノ翌日」に改め、同号ロ中「三歳ニ達スル日ノ属スル月」を「六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分ノ九十」を「百分ノ八十」に改める。

第三十一条ノ三第一項及び第三十一条ノ四第一項中「(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)」を削る。

第三十一条ノ五第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第三十一条ノ六第一項中「控除シタル額」の下に「(次条ニ於テ一部負担金等ノ額ト称ス)」を加え、

第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ七 一部負担金等ノ額（前条第一項ノ高額療養費ガ支給セララルル場合ニ於テハ当該支給額ニ相当スル額ヲ控除シテ得タル額）並ニ介護保険法第五十一条第一項ニ規定スル介護サービス利用者負担額（同項ノ高額介護サービス費ガ支給セララルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）及同法第六十一条第一項ニ規定スル介護予防サービス利用者負担額（同項ノ高額介護予防サービス費ガ支給セララル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該一部負担金等ノ額ニ係ル療養ノ給付又ハ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条第一項中「被保険者タリシ者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

第五十条ノ九に次の一項を加える。

葬祭料ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノ二第一項中「政府ハ」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律第二十条ノ規定ニ依ル特定健康診査及同法第二十四条ノ規定ニ依ル特定保健指導（以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス）ヲ為スモノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ」を加える。

第五十八条第四項中「老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金（以下老人保健拠出金ト称ス）及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」を「高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等ト称ス）及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」に改める。

第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十六ニ

災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

第五十九条第六項中「高額療養費」の下に「、高額介護合算療養費」を加え、「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第八項中「老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等若ハ後期高齢者支援金等」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項第三号又ハ第四号ノ規定ニ拘ラズ後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者ガ後期高齢者医療ノ被保険者等ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ一般保険料率ハ同項第一号又ハ第二号ニ該当スルモノトス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ム

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条に次の二項を加える。

特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加

える。

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ九（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

第六十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第六十七条を削る。

第六章中第六十八条の前に次の一条を加える。

第六十七条 第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

附則第二十四項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支
払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル抛出金
ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等
ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国
民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル抛出金（以下退職者給付抛出金ト称ス）」ト第五十九条第
一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付抛出金」ト同
条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付抛出金」ト同
条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付抛出金」ト
ス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読
替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援
金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七

項中「及」トアルハ「、病床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ「、病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

附則第十九項から第二十一項までを削る。

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項を削る。

第二十八条ノ七第七項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ六第一項」を「及前条第一項」に改める。

第二十八条ノ八第四項中「及第七項」を削り、「並ニ前条第四項」を「及前条第四項」に改める。

第二十九条第四項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ七第四項」を「及第二十八条ノ七第四項」に改める。

第三十一条ノ二第六項中「、第五項及第七項」を「及第五項」に改める。

第三十一条ノ五第一項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第二十一条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「基準」の下に「、同法第八十五条の二第二項の規定による基準」を加え、同項第三号中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第三号及び第四号」に改め、「定め」の下に「(同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。)」を加え、「、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令」を削り、同条第二項中「、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し」を削る。

第二十二条 社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「八人」を「七人」に改め、同項第三号中「四人」を「六人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、第一項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

第八条中「それぞれ、中央協議会又は厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が」を「政令で」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「若しくは保険薬局」を「又は保険薬局」に、「、又は同法第八十六条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認（以下この項において「指定等」という。）」を「は、その指定」に、「指定等の」を「指定の」に改め、同条第二項中「若しく

は」を「又は」に改め、「又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消し」を削る。

第二十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第六十一条の三」を「第六十一条の四」に改める。

第十二条第五項中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十二条第三項中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第四十条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給

第五十一条第一項中「得た額」の下に「（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。

）」を加える。

第四章第三節中第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十

一条の次に次の一条を加える。

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第一百五十一条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

第五十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 高額医療合算介護サービス費の支給

第六十一条第一項中「得た額」の下に「（次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」とい

う。」を加える。

第四章第四節中第六十一条の三を第六十一条の四とし、第六十一条の二を第六十一条の三とし、第六十一条の次に次の一条を加える。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第一百五十一条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

第六十六条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第六十九条第一項中「及び高額介護予防サービス費の支給」を「、高額医療合算介護サービス費の支給
、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給」に、「及び高額介護予防
サービス費並びに」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護
予防サービス費並びに」に改め、同条第四項中「第五十一条の三第一項」の下に「、第五十一条の四第一
項」を加え、「及び第六十一条の三第一項」を「、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項」に
改める。

第一百七十七条第四項中「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八第一項に規定す
る市町村老人保健計画」を削る。

第一百八条第四項中「及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画」を削
る。

第一百三十四条第一項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同条第九項中「第七項」を「第八
項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「おいては、」の下に「政令で定めるところにより
、連合会、指定法人及び」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「次項」を「第十項」に、「前

各項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

第三百三十四条第六項の次に次の一項を加える。

7 年金保険者（社会保険庁長官に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。

第三百三十五条第一項中「認めるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第三百三十六条第四項中「七月三十一日までに」の下に「、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して」を加え、同条第五項及び第六項中「七月三十一日までに、」の下に「政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び」を加える。

第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第三百七十六条第一項第一号及び第三百七十九条中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」

に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に改める。

第二百五条第一項中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に、「第五十一条の二第七項」を「第五十一条の三第七項」に、「第六十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(病床転換の円滑化への配慮)

第七条 厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床の転換が円滑に行われるよう、介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切に配慮するものとする。

第二十五条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

第六十八条第五項中「認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者」の下に「(当該要

介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。）を加える。

第二十六条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第百六条」を「第百十五条」に改め、「第三款 指定介護療養型医療施設（第百七条―第百十条）」を削る。

第八条第十項中「、介護療養型医療施設」を削り、同条第二十二項中「、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、同条第二十三項中「、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス」を「及び介護保健施設サービス」に、「、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に改め、同条第二十六項を削る。

第八条の二十第十項中「、介護療養型医療施設」を削る。

第四十八条第一項第三号を削り、同条第六項中「、第九十七条第三項」を「又は第九十七条第三項」に改め、「又は第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（指定介護

療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。」を削る。

第五十一条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十二条第一項中「又は介護療養型医療施設」、「又は第四十八条第一項第三号の指定」及び「又は指定」を削り、同条第二項中「又は介護療養型医療施設」を削り、「若しくは第百四条第一項」を「又は第百四条第一項」に改め、「又は第百七条の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百十四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により指定の取消しがあったとき」を削る。

第七十八条の九第七号中「第百四条及び第百十四条」を「及び第百四条」に改める。

第九十四条第三項第七号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。

第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを次のように改める。

第百七条から第百十五条まで 削除

第百十五条の二十九第一項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「指定介護療養型医療施設」を削り、同条第六項中「、介護老人保健施設若しくは指

定介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に、「指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護老人福祉施設」に改める。

第一百八条第二項第一号中「（指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）」を削る。

第二百九条第二号中「、第一百十二条第一項」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで

、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百二十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四十四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百十六条、第一百八条、第一百二十一条並びに第二百二十九条の規定 平

成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七

条、第九十条、第九十一条、第九十六条及び第百十一条の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条又は第三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四条 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第八十五条の二第二項の基準、同法第八十六条第二項第一号の定め並びに同法第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第一項第一号の規定により特定承認保険医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三条第三項第

一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかわらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有するとされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条 第一条の規定による改正後の健康保険法第百条及び第三百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であった者について適用し、死亡の日が施行日以前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であった者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千

円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十万円であるもの（当該標準報酬月額を基礎とした報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第二条の規定による改正後の健康保険法第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成十九年四月一日から同年八月三十一日までの標準報酬月額とする。

第八条 平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第九条 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者と

みなして同条の規定を適用する。

- 3 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

- 第十条 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者及び同条の規定による改正前の健康保険法第百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る第二条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

- 2 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第百二条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

- 3 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由

が生じた際に任意継続被保険者であった者及び同条の規定による改正前の健康保険法第六六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

第十一条 平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」という。）第六六条の規定を適用する場合には、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第四条の規定による改正後の健康保険法第六十条の二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とするほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第十二条 厚生労働大臣は、第四条の規定による改正後の健康保険法（以下「平成二十年十月改正健保法」という。）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時において、平成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を定めなければならない。

3 設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員は、第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定する運営規則を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 厚生労働大臣は、第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 協会は、前項の告示があつたときは、第四条の規定の施行の日に、成立する。この場合において、協会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

第十四条 設立委員又はその職にあつた者は、協会の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時において、協会の職員とし

て採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

第十六条 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 協会は、協会の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続き

協会の職員として採用された者のうち協会の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであって、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第十七条 附則第十五条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、協会の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、協会の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、協会の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支

給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、協会の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第十八条 協会の成立の際現に厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第九十四号に掲げる事務に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。

2 前項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 前条第一項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第二十条 協会が附則第十八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利

につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

第二十一条 第四条の規定の施行の日の前日において平成二十年十月改正前健保法第五条第二項に規定する政府が管掌する健康保険（以下「旧政管健保」という。）の被保険者であった者（同日において、その者が平成二十年十月改正前健保法第三十六条各号又は第三十八条第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）は、第四条の規定の施行の日において、平成二十年十月改正健保法第五条第二項に規定する全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者になるものとする。

第二十二条 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日前に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出をしていない者が、第四条の規定の施行の日以後その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると協会が認めた場合には、その認めた日。次項において同じ。）までの間に当該申出を協会に行ったときは、その者は退職の日の翌日から同条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

2 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日の前日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行った者（当該申出を退職の日から起算して二十日

を経過する日までの間に行った者の限る。）は、退職の日の翌日から第四条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

3 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の任意継続被保険者である者（前二項の規定により任意継続被保険者であった者とされた者を含み、同日において平成二十年十月改正前健保法第三十八条第一号から第三号までのいずれかに該当した者を除く。）は、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の旧政管健保の当該任意継続被保険者であった期間は、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者であった期間とみなす。

4 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者であつて、同日にその使用される事業所を退職し、かつ、同日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行つたものは、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。

第二十三条 第四条の規定の施行の日の前日において健康保険法第二百二十三条第一項に規定する政府を被保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者であった者は、第四条の規定の施行の日において平成二十年

十月改正健保法第二百二十三条第一項の規定による協会を保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者になるものとする。

第二十四条 第四条の規定の施行の日前に社会保険庁長官が健康保険法の規定によつてした保険給付は、協会が同法の相当する規定によつてした保険給付とみなす。

2 第四条の規定の施行の日前に給付事由が生じた健康保険法の規定による保険給付のうち同日においてまだ支給していないものについては、協会によつて支給するものとする。

第二十五条 第四条の規定の施行の日前に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第百八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のは社会保険庁長官が行うものとする。

第二十六条 協会の成立の際現に係属している平成二十年十月改正健保法第七条の二第二項及び第三項に規定する協会の業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて協会が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、協会を国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二

年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

第二十七条 第四条の規定の施行の際現にその名称中に全国健康保険協会という文字を用いている者については、平成二十年十月改正健保法第七条の八の規定は、第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第二十八条 協会の最初の事業年度は、平成二十年十月改正健保法第七条の二十五の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第二十九条 協会は、成立後一年内に、平成二十年十月改正健保法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）を決定しなければならない。

2 協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、協会が管掌する健康保険の被保険者の保険料については、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率を用いる。

3 協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、平成二十年十月改正健保法第六十八条第一項第一号イに規定する平均保険料率は、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率とする。

第三十条 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定については、平成二十年十月改正健保法第六

十条第六項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「当該変更に係る都道府県」とあるのは「各都道府県」と、同条第七項中「前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合」とあるのは「前項の意見を求められた場合」と読み替えるものとする。

第三十一条 平成二十年十月改正健保法第六十条第三項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 第六条又は第七条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療等については、それぞれなお従前の例による。

第三十三条 厚生労働大臣は、第六条の規定による改正後の老人保健法第十七条第二項第三号及び第四号の

定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第三十一条の二の二第二項及び第四項の基準並びに同法第三十一条の三第二項第一号及び第三項の基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣は、高齢者医療確保法第六十四条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に関するものを除く。）、高齢者医療確保法第七十一条第一項の基準、高齢者医療確保法第七十四条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十五条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十六条第二項第一号及び第三項の基準並びに高齢者医療確保法第七十八条第四項及び第七十九条第一項の基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、第七条の規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

第三十四条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、高齢者医療確保法第八条第一項の医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九条第一項の都道府県医療費適正化計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長又は関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）との協議その他の必要な準備行為をすることができる。

2 厚生労働大臣及び保険者は、高齢者医療確保法第十八条第一項の特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九条第一項の特定健康診査等実施計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長との協議その他の必要な準備行為をすることができる。

第三十五条 都道府県及び市町村は、第七条の規定の施行の前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

2 平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入していない現存市町村以外の市町村は、同日後速やかに同項の広域連合に加入するものとする。

第三十七条 第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の老人保健法（以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第二十五条の二の規定による市町村長に対する届出（高齢者医療確保

法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。）は、高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定によりされた後期高齢者医療広域連合に対する届出とみなす。

2 第七条の規定の施行の際現に受けている平成二十年四月改正前老健法第二十五条第一項第二号の規定による市町村長の認定（高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。）は、高齢者医療確保法第五十条第二号の規定により後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなす。

第三十八条 第七条の規定の施行の日前に平成二十年四月改正前老健法の規定により行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用については、平成二十年四月改正前老健法第四章（第五十一条及び第五十二条を除く。）、第五章及び第六章（第七十九条第一項及び第二項を除く。）の規定（これらの規定に基づく命令を含む。）

）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条 市町村は、第七条の規定の施行後三年間は、附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計

を設けるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第十一条又は第十三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十一条 第十三条の規定の施行の日前に同条による改正前の国民健康保険法の規定により、同法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等（現に第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。）について行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこれらの事務の執行に要する費用については、これらの者を平成二十年四月改正国保法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなして、同条から附則第二十一条までの規定を適用する。

第四十二条 平成十八年度及び平成十九年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について、平成二十年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成

二十一年度における基準超過費用額を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項の規定の例により算定する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条 第十五条の規定による改正後の地方税法の規定は、平成十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第四十四条 次項に定めるものを除き、第十六条の規定による改正後の地方税法（次項及び次条において「新地方税法」という。）の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百十八条の八の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

第四十五条 市町村は、平成十九年十月一日において、平成十九年度分の国民健康保険税の納税義務者が新地方税法第七百六条第二項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成二十年四月一日までの間において、年齢六十五歳に達するものを含み、

災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間において新地方税法第七百十八条の二第二項に規定する特別徴収対象年金給付（次項において「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収することができる。

2 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成十九年度分の国民健康保険税額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成二十年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

3 新地方税法第七百十八条の二から第七百十八条の五まで及び第七百十八条の九の規定（新地方税法第七百十八条の三第二項の規定を除く。）は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定	新地方税法第七百十八条の三第一項		読み替えられる字句
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日	読み替える字句
新地方税法第七百十八条の四	当該年の九月三十日	同年三月三十一日	
	当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日まで	平成二十年四月一日から同年九月三十日まで	

4 平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間において、第一項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象被保険者について、平成二十年度分の国民健康保険税について新地方税法第七百六条第二項の規定の適用がある場合における新地方税法第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用につ

いては、新地方税法第七百十八条の三第二項中「とあるのは、
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第四十五条第一項の規定により平成二十年四月一日から同年九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

5 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、新地方税法第七百六条第二項の規定により前項の規定により読み替えて適用される新地方税法第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における平成二十一年度分の国民健康保険税についての新地方税法第七百八条の七第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む）
」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第四十五条

第四項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

6 第一項の規定による特別徴収が行われる場合における新地方税法第十四条の九第二項第六号、第七百五条第一項、第七百十八条第一項及び第七百二十四条第二項の規定の適用については、新地方税法第十四条の九第二項第六号中「並びに第七百十八条の八第一項」とあるのは、「第七百十八条の八第一項並びに健

康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号。以下「健康保険法等改正法」という。）

附則第四十五条第一項」と、「又は第七百十八条の八第三項」とあるのは、「第七百十八条の八第三項又は健康保険法等改正法附則第四十五条第三項」と、「新地方税法第七百五条第一項及び第七百十八条第一項中「並びに第七百十八条の八第一項」とあるのは、「第七百十八条の八第一項並びに健康保険法等改正法附則第四十五条第一項」と、「新地方税法第七百二十四条第二項中「又は第七百十八条の八第三項」とあるのは、「第七百十八条の八第三項又は健康保険法等改正法附則第四十五条第三項」とする。

7 前各項に定めるもののほか、新地方税法第七百十八条の二第一項に規定する年金保険者の市町村に対する国民健康保険税額の通知その他国民健康保険税の特別徴収の準備に関し必要な事項は、政令で定める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 第十七条又は第十九条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十七条 第十七条の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ九及び第五十条ノ十の規定は、死亡の日

が施行日以後である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者の第十七条による改正前の船員保険法の葬祭料及び家族葬祭料の支給については、なお従前の例による。

第四十八条 平成十九年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千元以上である者を除く。）又は九十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十八条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成十九年四月改正船保法」という。）第四条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同年四月からその標準報酬月額を改定する。

第四十九条 平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第五十条 第十八条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十条第三項の規定に該当する者に限る。）についての傷病手当金の支給に

については、なお従前の例による。

2 第十八条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十条第三項の規定に該当する者を除く。）についての第十八条の規定の施行の日前までの傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第五十一条 第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に同条の規定による改正前の船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者（以下この条において「疾病任意継続被保険者」という。）であつた者を除く。次項において同じ。）に係る第十八条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2 第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に疾病任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る出産手当金の支給については、平成十九年四月改正船保法第十九条ノ三第四項の規定にかかわらず、平成十九年四月改正船保法第三十二条第二項の規定を適用する。

3 第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事

由が生じた際に疾病任意継続被保険者であった者に限る。)に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第二十二條の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命されることとなる同法第三条第一項第三号の委員に係る同条第五項に規定する委員の任命のために必要な行為については、第二十二條の規定の施行の日前においても行うことができる。

2 社会保険医療協議会法第三条第六項及び第七項の規定は、前項の委員の任命について準用する。

3 第二十二條の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命される同法第三条第一項第三号の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する者の任期は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 第二十六條の規定の施行の日前に行われた同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第五十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「一部負担金」の下に「(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を加え、同条第二項中「規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」に改め、同条第三項中「若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第五十一条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

第五十五条の三の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以

下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

第五十五条の三第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「規定する金額」を「掲げる金額」に、「当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十五条の三第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第五十四条第三項」の下に「及び第五十五条の三第三項から第六項まで」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第九項中「第四項」を「前項において準用する第五十五条の三第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の二第一項中「組合員」の下に「（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第六項中「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条を第五十五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十五条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要し

た費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第五十五条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第四項中「規定する一部負担金」の下に「（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第五項中「第二項に規定する一部負担金」の下に「（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（一部負担金の額の特例）

第五十五条の二 組合は、災害その他の財務省令で定める特別の事情がある組合員で、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
 - 二 一部負担金の支払を免除すること。
 - 三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。
 - 3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。
第五十六条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「当該療養（食事療養）」の下に「及び生活療養」を、「現に療養（食事療養）」の下に「又は生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又は生活療養」を、「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を加え

、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条の二第二項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。

第五十六条の三第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十七条の三を第五十七条の四とする。

第五十七条の二第二項中「前条第二項第一号イ」を「第五十七条第二項第一号イ」に改め、「得た金額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）」を加え、同条を第五十七条の三とする。

第五十七条第一項中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に

「及び生活療養」を加え、同号イ中「口から二までに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十七条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に、「第五十五条の三第二項」を「第五十五条の五第二項」に、「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第五十五条の二第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費の額の特例）

第五十七条の二 組合は、第五十五条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

第五十八条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

第五十九条第一項、第二項及び第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第百四十五条第七項」を「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「

特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「若しくは移送費」を「移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十条の二第一項中「一部負担金」の下に「(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第六十一条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十三条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「埋葬料」の下に「及び家族埋葬料」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六十五条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第一百七十七条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

附則第十二条第九項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第五十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項ただし書」を削る。

第六十六条第一項中「組合員」の下に「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。

以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）」を加え、「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を加える。

第六十七条第一項中「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上

げるものとする。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二第一項中「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）」を削り、「を含み、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く」を「を含む」に改める。

第六十八条の三第一項中「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第一百五十二条第二項中「については」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第六条の二第二項中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」に改める。

第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十八条」を「第二百二十七条の二」に改める。

第二条第一項第二号中「掲げる者で」を「掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で」に改め、「として組合員」の下に「（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第三条第三項中「第五十一条各号」を「第五十一条第一項各号」に、「短期給付及び」を「短期給付、」に改め、「長期給付」の下に「及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業」を加え、同条第四項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規

定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）に、^{（一）}及び^{（二）}並びに^{（三）}に改め、同条第五項中「第九十八条第一項各号」の下に「（第一号の二を除く。）」を加え、「（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）」を削る。

第六条第一項第七号中「福祉事業」の下に「（第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。第五章を除き、以下同じ。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十六条中「第十一条から第十七条まで」を「第十一条から第十三条まで、第十四条から第十七条まで」に改める。

第五十一条の見出しを「（短期給付の種類等）」に改め、同条第二号の二中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2 短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には適用しない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

第五十二条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十四条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第五十五条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十七条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌

月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号口中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第五十九条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費」及び「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第二項中「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第三項第一号中「給付若しくは」を「給付又は」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、「、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医

療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。)を受けることができるに至つたとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十条の二第一項中「した金額」の下に「(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(高額介護合算療養費)

第六十条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十七条の五第一項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第九十八条第一項第一号中「事業」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第九十九条の二において「特定健康診査等」という。）

第九十九条第一項中「老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに」に改め、同項第一号中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第九十九条の二 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第百条第三項中「前条第二項第二号」を「第九十九条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第九十九条第一項第三号」に改める。

第百二十条中「及び第六十条の二」を「第六十条の二及び第六十条の三」に、「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第百二十一条中「第五十一条第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

第百二十六条の五第一項中「であつた者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。

）」を加え、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め。「第四号」の下に「又は第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百二十八条の前の見出しを削り、第九章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」、介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

附則第十二条第一項中「国民健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法」に改め、同条第九項中「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき、又は」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第二十条の二中「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、「」及び」を「」並びに」に、「及び基礎年金拠出金」を「並びに基礎年金拠出金」に、「基礎年金拠出金及び」を「基礎年金拠出金

並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例)

第二十条の二の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「」及び同法」とあるのは「）、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と第九十九条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第五十八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項を削る。

第五十五条の三第七項を削る。

第五十五条の四第三項及び第五十五条の五第三項中「第五十四条第三項及び」を削る。

第五十七条第七項中「第五十四条第三項、」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第五十五条又は第五十七条の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十三条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二条 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第六十三条 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項に

において同じ。)に係る附則第五十六条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。)に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。)に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「一部負担金」の下に「(第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、

当該減額された一部負担金」を加え、同条第二項中「規定する保険医療機関若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」に改め、同条第三項中「若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第五十三条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十五条の二中「第五十七条の二、第五十七条の三」を「第五十七条の三から第五十七条の五まで」に改め、「第五十八条の三第一項」の下に「、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項」を加え、「第六十五条第一項若しくは第二項」を「第六十五条」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、「移送費」の下に「、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」を、「埋葬料」の下に「、家族埋葬料」を加える。

第五十六条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年

法律第二百五号) 第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員(以下「特定長期入院組合員」という。)に係るものを除く。以下「食事療養」という。)

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養(以下「評価療養」という。)

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養(以下「選定療養」という。)

第五十七条の三の見出しを「(保険外併用療養費)」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

第五十七条の三第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十七条の三第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第五十六条第三項」の下に「及び第五十七条の三第三項から第六項まで」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四項」を「前項において準用する第五十七条の三第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の二第一項中「組合員」の下に「（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。

）」を加え、「前条第一項各号」を「第五十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第五十七条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改め、同条第六項中「前条第一項各号」を「第五十七条第一項各号」に改め、同条を第五十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第五十七条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第四項中「規定する一部負担金」の下に「（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第五項中「第二項に規定する一部負担金」の下に「（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）」を加え、同条に次の一条を加える。

（一部負担金の額の特例）

第五十七条の二 組合は、災害その他の総務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。

三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第五十八条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「（食事療養）」の下に「及び生活療養」を、「当該食事療養」及び「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養

費」に改める。

第五十八条の二第二項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。

第五十八条の三第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五十九条の三を第五十九条の四とする。

第五十九条の二第二項中「前条第二項第一号イ」を「第五十九条第二項第一号イ」に改め、「得た金額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）」を加え、同条を第五十九条の三とする。

第五十九条第一項中「第五十九条の三」を「第五十九条の四」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号イ中「口から二までに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号二中「百分の八十

」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十九条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に、「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の五第二項」に、「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関して」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第五十七条の二第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費の額の特例）

第五十九条の二 組合は、第五十七条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内

において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

第六十条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

第六十一条第一項、第二項及び第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第百四十五条第七項」を「第百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十二条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十二条の二第一項中「一部負担金」の下に「（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を

「保険外併用療養費」に改める。

第六十三条第一項中「給料の一月分に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十五条第一項中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。

第六十七条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第四百四十四条の二十八第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。

附則第十八条第七項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第六十五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項ただし書」を削る。

第六十八条第一項中「組合員」の下に「（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。

以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）」を加え、「百分の八十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改める。

第六十九条第一項中「百分の八十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十条の二第一項中「（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第七十条の三第一項中「(第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第四百四十四条の二十六第二項中「については」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第三十三条を次のように改める。

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例)

第三十三条 健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間における短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額及び掛金の標準となる期末手当等の額についての第十四条第四項の規定の適用については、同項中「六十二万円」とあるのは「健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額」と、「その月に受けた期末手当等の額が百五十万円」とあるのは「その年度に受けた期末手当等の額の累計額が政令で定める額」と、「期末手当等の額が百五十万円である」とあるのは「当該月に受けた期末手当等の額が当該累計額から当該政令で定める額を控除して得た額を当該期末手当等の額から控除して得た額(当該額が零を下回るときは、零)である」とする。

第六十六条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条」の下に「・第百十二条の二」を加え、「第百四十七条」を「第百四十六条の二」に改める。

第二条第一項第二号中「掲げる者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）」を、「として組合員」の下に「（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（秘密保持義務）

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十八条の二第三項中「第三百三十八条第四項」の下に「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十条」を加え、「同法第三百三十八条第二項」を「介護保険法第三百三十八条第二項」に改め、「第四百四十一条第二項」の下に「、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十条」を加え、「並びに同法」を「並びに介護保険法」に改め、「第四百四十条第三項」の下に「、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第一百十条」を加える。

第四十二条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第五十三条の見出しを「（短期給付の種類等）」に改め、同条第二号の二中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2 短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には適用しない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつた

ときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

第五十四条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十六条第一項中「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十八条の三までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第五十七条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十九条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号ロ中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」

に改める。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費」及び「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第二項中「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「療養の給付又は」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、「又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至ったとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「国民健康保険の被保険者又は後期高

「年齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十二条の二第一項中「した金額」の下に「（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第六十二条の三 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第九十六条第一項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第一百十二条第一項第一号中「事業」の下に「（次条に規定するものを除く。）」を加える。

第五章中第一百十二条の次に次の一条を加える。

第一百十二条の二 組合は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第一百三条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとする。

第一百三条第一項中「老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）に、「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国の補助)

第百十三条の二 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第百三十六条中「及び第六十二条の二」を、「第六十二条の二及び第六十二条の三」に、「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第百三十七条中「第五十三条第三号」を「第五十三条第一項第三号」に改める。

第百四十四条の二第一項中「であつた者」の下に「(後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。

」を加え、同条第二項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第四号」の下に「又は第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改

める。

第四百七十七条の前の見出しを削り、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第四百四十六条の二 第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第十四条の三第一項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

附則第十八条第一項中「あつた者で」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十三条の規定による改正前の」を加え、同条第五項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条第七項中「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき、又は」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第四十条の三の次に次の二条を加える。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における費用の負担の特例）

第四十条の三の二 当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」と、第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金」と、附則第十四条の三第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における費用の負担の特例）

第四十条の三の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「という。」並びに

「とあるのは「という。」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、第四百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第六十七条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項を削る。

第五十七条の三第七項を削る。

第五十七条の四第三項及び第五十七条の五第三項中「第五十六条第三項及び」を削る。

第五十九条第七項中「第五十六条第三項、」を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条 附則第六十四条又は第六十六条の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給

又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十九条 附則第六十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十三条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第六十四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第七十条 附則第六十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十五条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第六十四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七十一条 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の

規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十八条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第七十二条 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十九条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る附則第六十五条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に

規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第六十五条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十九条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第七十三条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第二十五条の表第四十七条第二項の項を次のように改める。

第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五
----------	-----------------------	--

	又は健康保険法		条第一項第三号に掲げる保険医療機 関
その保険医又は主治の医師		若しくは健康保険法	
	その学校法人等、保険医又は主治の 医師		

第二十五条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。

第五十四条第二項第一 号及び第二号	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者
----------------------	-----------	-----------

第二十五条の表第五十五条第二項の項の次に次のように加える。

第五十五条の二第一項	財務省令	文部科学省令
第五十五条の三第一項 及び第五十五条の四第 一項	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者

第四十六条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に、「若しくは保険薬局又は同法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「又は保険薬局」に改め、同条第三項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改め、「特定承認保険医療機関」を削る。

第七十四条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第二項」に改め、同条の表第五十五条の二第一項の項を削り、同表第六十六条第一項の項を次のように改める。

第六十六条第一項	
第六十八条の二	第六十八条
三分の二	百分の八十

第二十五条の表第六十七条第一項の項中「百分の六十五」を「三分の二」に改め、同表第六十七条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

附則第二十六項中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」を「当該標準給与の

額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準賞与の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与の額は零とする」に改める。

第七十五条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

目次中「七十歳以上」を「高齢」に、「第三十九条・第四十条」を「第三十八条の二―第四十条」に、「第五十条・第五十一条」を「第五十条―第五十二条」に改める。

第二十条第一項第三号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第二十五条の表第二百二十六条の五第二項の項及び附則第十二条第六項の項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第二十六条第一項第一号中「加入者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び

第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者」に改める。

第三十五条第三項中「事務」の下に「及び特定健康診査等の実施」を加える。

第八章の章名を次のように改める。

第八章 高齢の教職員等に係る特例

第八章中第三十九条の前に次の二条を加える。

（短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十八条の二 この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。）に該当するものには、適用しない。

2 この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職した

ものとみなす。

3 第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

(掛金率の特例)

第三十八条の三 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第四十七条の四 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務(事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。)に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

本則に次の一条を加える。

第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第三十三項を附則第三十五項とし、附則第三十二項中「附則第三十四項」を「附則第三十三項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項の次に次の二項を加える。

（国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）

31 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする。

32 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第

一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七十六条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十三条第一項第二号中「老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十三条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附則第十四条中「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、「及び厚生年金保険法（」を「並びに

厚生年金保険法（ ）に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第七十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第七十八條 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を「、高額療養費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同條第二項中「高額療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七十九條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改

める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第十条第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ」に改める。

第十九条第二項中「老人福祉」を「高齢者ノ福祉」に、「老後」を「高齢期」に、「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第一号中「老人保健法第六十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十九条第三項」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同項第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同項第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金ノ一部ニ充ツル為及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ一部ニ充ツル為並ニ」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ

納付スル間第一条中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル抛出金」ト第三条及第十条第二項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法ノ規定ニ依ル抛出金」トス

第二十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、

第三条、第十条第二項並ニ第十九条第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

第八十条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ経理ヲ明確ニスル為、」に、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十五条ノ規定ニ依ル保険料（任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク）」に、「健康保険法

(大正十一年法律第七十号)ノ」を「健康保険法ノ」に改め、「、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金」を削り、「同事業経営上ノ保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利息」を「全国健康保険協会ヘノ交付金」に、「並ニ同事業」を「及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」及び「及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金」を削る。

第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」を削り、「健康保険事業及厚生年金保険事業」を「此等ノ業務及事業」に、「此等ノ事業」を「此等ノ業務及事業」に改め、「、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削り、「又ハ」の下に「健康勘定及」を加え、同条第二項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。

第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八第一項中「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、「乃至第八項」を「及第三項」に改め、同条中第三項及び第五項から第八項までを削り、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十一条 附則第七十九条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル社会保険庁長官ガ徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会へノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康保険事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」と、「健康保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事業及業務」とする。

（児童福祉法の一部改正）

第八十三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十第二項第一号中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第一号」に改め、同項第

二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第六十三条の三の二第三項中「読替え」の下に「その他これらの規定の適用に関し必要な事項」を加える。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八十四条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第六条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第十九条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「並びに第二十四条及び第二十五条」を削り、同条

を附則第一条とする。

第二十条から第二十六条までを削り、第二十七条を附則第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間、第一条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）の規定による拠出金」と、第三条及び第六条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第一条、第三条及び第六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（船員保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 前条の規定による改正後の船員保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第八十六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「診療報酬請求書の審査に関して」を「職務上」に改め、「医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の」を削り、「秘密を」の下に「故なく」を加える。

第三十三条中「審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたとき」を「第二十条の規定に違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険組合」の下に「後期高齢者医療広域連合」を、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を加える。

第十五条第二項中「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」を「又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合

合を含む。)若しくは同法第四十六条の五の二第十項」及び「若しくは老人訪問看護療養費」を削る。

第八十八条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「政府」の下に「、全国健康保険協会」を加える。

(船員職業安定法の一部改正)

第八十九条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第五項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十

三条第二項第二号」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第九十一条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「、同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十六項に規定する介護療養施設サービス」を「及び同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス」に改める。

第三十一条第四項中「、介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護療養型医療施設（同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）を「又は介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」に改め、「若しくは介護療養型医療施設」を削る。

第三十四条の二第二項中「、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改める。

第五十四条の二第一項中「、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に、「、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第九十二条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「健康保険組合、」を「全国健康保険協会、健康保険組合、」に改める。

第九条第一項中「又は国民年金基金」を「、国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務

を行う社会保険庁長官」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第九十三条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「健康保持及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条の二中「前条第一項に規定する老人保健法に基づく措置及び同条第二項」を「前条」に改める。

第二十条の八第六項中「老人保健法第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画及び」を削る。

第二十条の九第四項中「老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画及び」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第十号の二中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改め、同号を同条第十号の三とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十

一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その

者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第三十一条第三項中「国民健康保険の被保険者」の下に「、後期高齢者医療の被保険者」を加える。

附則第七条中「第七条第十号の二」を「第七条第十号の三」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第九十五条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改

正する。

第十五条第三項中「第五十九条第五項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「第六十条第一項第一号

及び第三号」を「第六十条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同条第六項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十三条第二項第二号」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第九十七条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業」を削る。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第九十八条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「社会保険各法による」

を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による」に、「社会保険各法の」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の」に改め、同条第五項中「社会保険各法の規定による」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による」に、「社会保険各法の規定により」を「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により」に、「社会保険各法の規定にかかわらず」を「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定にかかわらず」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第九十九条 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の三第一項」に改め、同条第六項中「第五十一条の二第三項」を「第五十一条の三第三項」に改め、同条第七項中「第五十一条の二第六項」を「第五十一条の三第六項」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第一百条 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の四」に改める。

第六条第十号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「市町村」を「政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第八条に次の一項を加える。

4 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

第十七条に次の一項を加える。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

第十八条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章中第十九条の次に次の三条を加える。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができ
る。

第二十八条を次のように改める。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該許可を取り消すことができる。

一 第二十六条第五項の規定に違反したとき。

二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至ったとき。

第二十九条第二項中「第五項まで」の下に「及び前条」を加え、「前条の規定は同項の承認を受けて特別用途表示をする者について」を削り、「前条中「同条第五項」」を「前条第一号中「第二十六条第五項」」に改める。

第一百一条 健康増進法の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同条第十号中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第百二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「（同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。）」及び「又は同法第八十六条第一項第一号の承認」を削る。

第百三条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付」に改める。

第百四条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「政府」の下に「、全国健康保険協会」を加える。

（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五条 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「額」の下に「から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

号) 第十条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「平成十八年改正後国保法」という。) 附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」を加え、同条第四項中「得た額」の下に「から、平成十八年改正後国保法附則第十九項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額として予算で定める額」を加え、同条第六号中「繰入金」の下に「及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額」を加える。

附則第五条第四項第一号中「掲げる額」の下に「から平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」を加える。

第一百六条 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項各号列記以外の部分中「新国保法第七十条第一項」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号) 第十一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「平成十八年十月改正後国保法」という。) 第七十条第一項」に改め、同項第一号中「新国保法」を「平成十八年十月改正後国保法」に改め、「(平成十八年法律第 号)」を削り、同条第三項中「新国保法」を「平成

十八年十月改正後国保法」に改める。

附則第五条第一項、第三項及び第四項第一号中「新国保法」を「平成十八年十月改正後国保法」に改める。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）

第百七条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（政府が管掌する」を「（政府が管掌していた」に、「供する」を「供していた」に、「及び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

第十五条第三項中「借入金及」とあるのは「」を「拠出金及」とあるのは「拠出金、」に改め、「借入金」を削る。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正に伴う経過措置）

第百八条 前条の規定による改正後の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第十五条第三項の規

定は、平成二十一年度の予算から適用する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（障害者自立支援法の一部改正）

第百十条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「次に掲げる額の合算額」を「第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）」に改め、同項第一号中「（健康保険法第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以

下この項において同じ。）を「及び生活療養」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第百十一条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第百十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同項第四号中「若しくは特定療養費」を「、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第百十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による保険料

第百十五条 所得税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会

健康保険法

(法人税法の一部改正)

第百十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会

健康保険法

(印紙税法の一部改正)

第一百七十七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六十四条第一項各号（基金の業務）」に掲げる業務」を「第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）」に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務」に、「第八十一条の十第一項各号（基金の業務）」を「附則第十七条各号（支払基金の業務）」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第一百八十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の項を次のように改める。

十五 全国健 康保険協会	健康保険法	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得	第三欄の登記に該当するものであること
-----------------	-------	--	--------------------

登記

を証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

(消費税法の一部改正)

第百十九条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号イ及びロ中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百二十条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ロ中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「基づく医療」を「基づく療養の給付」に、「又は医療費」を「療養費又は特別療養費」に、「老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護」を「訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護」に改める。

第百二十一条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会

健康保険法

(地方自治法の一部改正)

第二百二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項第一号中「第五項」の下に「(第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二の二第二項」を加え、「及び第四項」を削り、同項第二号中「第五項」の下に「これらの規定を」を加え、「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第二百二十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項を次のように改める。

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)	第四十四条第四項(第二百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、
-----------------------------------	--

第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）
、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第三百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二百二十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」に改める。

第二百五条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十六号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第二百二十六条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十二号を次のように改める。

十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

第十条第十六号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に改め、「介護納付金の納付」の下に「並びに特定健康診査及び特定保健指導」を加える。

第十一条の二中「第十条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、介護保険の」を「第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の」に改め、「係るもの」の下に「並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を加える。

第三十七条中「係るもの」とあるのは、「減額に係るもの」とあるのは、「減額に係るもの」に、「並びに高額医療費共同事業」を、「高額医療費共同事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病床転換助成事業に要する経費に係る特例）

第三十八条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条に規定する政令で定める日までの間における第十条第十六号の規定の適用については、同号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二百二十七条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。

第二百二十八条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 後期高齢者医療制度に関すること。

第十四条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第十八条第一項中「第九十一号（第二十九条第三項に定める事務に係る部分を除く。）」を「第九十一号」に、「第百号」を「第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）」、第百号」に改める。

第二十九条第三項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護」に、「老人保健関係業務、退職者医療関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「高齢者医療制度関係業務」とあるのは、「高齢者医療制度関係業務、退職者医療関係業務」とする。

第二百二十九条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第九十四号（）」の下に「全国健康保険協会及び」を加える。

第二十七条中「社会保険庁は」の下に「、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分」を加え、「健康保険事業、」を削る。

第二十八条中「同項第九十四号」の下に「（全国健康保険協会が管掌するものうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

第三百三十条 次に掲げる法律の規定中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十条の二

二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十七条第一項

三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第三十号

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十九条

（罰則に関する経過措置）

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に

別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、保険給付の内容及び範囲の見直し、医療費適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施、前期高齢者に係る保険者の費用負担の調整及び後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度の創設等の措置を総合的に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。